

## 会計検査院規則第七号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第十八条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

会計検査院長 森田 祐司

### 計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「（第八十八条に規定する届出書を除く。）」を削る。

第一条の六の見出し中「付記等」を「付記」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項中「第四条第一項を除き、」を削る。

第四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十六条の二第一項中「情報通信技術活用法」を「証明責任者又は監督官庁等（計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を会計検査院に送信する際に經由する監督官庁等をいう。以下同じ。）が計算証明情報を会計検査院に送信するときに使用する情報通信技

術活用法」に改め、「証明責任者」の下に「又は監督官庁等」を加え、同条第二項中「証明責任者」の下に「又は監督官庁等」を加え、同条に次の二項を加える。

3 証明責任者が計算証明情報を監督官庁等に送信するときに使用する情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、監督官庁等の使用に係る電子計算機と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、監督官庁等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第八十七条第一項中「計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を証明責任者」を「計算証明情報を証明責任者又は監督官庁等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により計算証明情報を会計検査院に送信するときは、同項に規定する基準の定めるところにより設定され又は付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

第九十二条中「第一条の六第一項」を「第一条の六」に改める。

第一号書式から第一号の三書式まで、第二号の二書式から第三号書式まで、第三号の四書式、第三号の五書式及び第四号書式から第九号書式までの書式中「ㄱ」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の書式による用紙（電磁的方式により作成した情報を含む。）については、当分の間これを使用することができる。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証明責任者 この規則の定めるところにより計算証明をする者をいう。</p> <p>二 証明期間 証明責任者が計算書を作成する単位となる所定の期間をいう。</p> <p>三 電磁的記録 会計検査院法第二十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>四 計算証明書類 この規則の規定に基づき会計検査院に提出しなければならない書類をいう。</p> <p>五 電磁的方式 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</p> <p>六 原情報 会計経理の過程において一定の内容を表示するため確定的なものとして電磁的方式により、作成し、取得し、又は利用した情報（当該情報の全部又は一部を電磁的方式により複製した情報を含む。）をいう。</p> <p>（電磁的記録における証拠書類等の付記の取扱い）</p> <p>第一条の六 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（計算書の提出期限）</p> <p>第二条 証明責任者は、証明期間ごとに計算書（計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、次の各号に掲げるものを添えて、当該期間が満了する日の属する月の翌月末日までに会計検査院に到達するように提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計算書の訂正）</p> <p>第四条 （削る）</p> <p>提出済みの計算書に記載し、又は記録された事項について、誤記等を発見したときは、その事項及び事由を明らかにした報告書を提出しなければならない。</p> <p>（電子情報処理組織を使用した計算証明）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条の二 （同左）</p> <p>一 （同左）</p> <p>二 （同左）</p> <p>三 （同左）</p> <p>四 計算証明書類 この規則の規定に基づき会計検査院に提出しなければならない書類<u>（第八十八条に規定する届出書を除く。）</u>をいう。</p> <p>五 （同左）</p> <p>六 （同左）</p> <p>（電磁的記録における証拠書類等の付記等の取扱い）</p> <p>第一条の六 （同左）</p> <p><u>2 この規則の規定により証明責任者の印を押すこととされている計算証明書類について電磁的記録により計算証明をするときは、印を押すことを要しない。</u></p> <p>（計算書の提出期限）</p> <p>第二条 証明責任者は、証明期間ごとに計算書（計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。<u>第四条第一項を除き、</u>以下同じ。）を作成し、次の各号に掲げるものを添えて、当該期間が満了する日の属する月の翌月末日までに会計検査院に到達するように提出しなければならない。</p> <p>一～三 （同左）</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>（計算書の訂正）</p> <p>第四条 <u>計算書の記載事項について、誤記等のため訂正をしたときは、二線を引き、証明責任者が印を押さなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 提出済みの計算書に記載し、又は記録された事項について、誤記等を発見したときは、その事項及び事由を明らかにした報告書を提出しなければならない。</p> <p>（電子情報処理組織を使用した計算証明）</p>

第八十六条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により計算証明をする場合については、この章の定めるところによる。

第八十六条の二 証明責任者又は監督官庁等（計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を会計検査院に送信する際に經由する監督官庁等をいう。以下同じ。）が計算証明情報を会計検査院に送信するときに使用する情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

3 証明責任者が計算証明情報を監督官庁等に送信するときに使用する情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、監督官庁等の使用に係る電子計算機と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、監督官庁等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）

第八十七条 電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明情報を証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

2 会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

3 第一項の規定により計算証明情報を会計検査院に送信するときは、同項に規定する基準の定めるところにより設定され又は付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

4 第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、送信する計算証明情報の内容を明らかにした資料を添付しなければならない。ただし、計算証明情報の内容を明らかにした情報が、ファイルの名称等から明らかであるときは、この限り

第八十六条 （同左）

第八十六条の二 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（新設）

（新設）

（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）

第八十七条 電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

2 （同左）

3 第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号

二 第四章に規定する証明責任者 第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号

4 （同左）

でない。

第八十八条 削除

第九十条 削除

(証拠書類等の付記の取扱いの特例)

第九十二条 第一条の六の規定は、証拠書類又は添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

(事前届出)

第八十八条 電子情報処理組織を使用して計算証明をしようとする証明責任者（第四章に規定する証明責任者に限る。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ会計検査院に提出しなければならない。

一 法人の名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 証明責任者の役職及び氏名

三 電子情報処理組織の使用を開始する時期

四 その他参考となるべき事項

2 会計検査院は、前項の届出書の提出があったときは、当該届出をした証明責任者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3 証明責任者は、電子情報処理組織を使用した計算証明をやめようとするときは、遅滞なく、その旨を会計検査院に届け出なければならない。

(署名等に代わる措置)

第九十条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 第八十七条第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信する措置

二 第四章に規定する証明責任者 第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信する措置

(証拠書類等の付記の取扱いの特例)

第九十二条 第一条の六第一項の規定は、証拠書類又は添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

改 正 後	改 正 前
<p>第一号書式（第十一条の三関係）</p> <p style="text-align: center;">何省（何庁）所管 令和何年度 何々会計 債権管理計算書</p> <p>添付書類 何々 証拠書類 書面何冊何枚 記録媒体何枚</p> <p style="text-align: right;">庁名 職官氏名 年月日提出</p> <p>(以下略)</p>	<p>第一号書式（第十一条の三関係）</p> <p style="text-align: center;">何省（何庁）所管 令和何年度 何々会計 債権管理計算書</p> <p>添付書類 何々 証拠書類 書面何冊何枚 記録媒体何枚</p> <p style="text-align: right;">庁名 職官氏名 年月日提出</p> <p>(同左)</p>
<p>第一号の二書式（第十二条関係）</p> <p style="text-align: center;">何省（何庁）主管（所管） 令和何年度 何年何月から何年何月までの分 何々会計 歳入徴収額計算書</p> <p>添付書類 何々 証拠書類 書面何冊何枚 記録媒体何枚</p> <p style="text-align: right;">庁名 職官氏名 年月日提出</p> <p>(以下略)</p>	<p>第一号の二書式（第十二条関係）</p> <p style="text-align: center;">何省（何庁）主管（所管） 令和何年度 何年何月から何年何月までの分 何々会計 歳入徴収額計算書</p> <p>添付書類 何々 証拠書類 書面何冊何枚 記録媒体何枚</p> <p style="text-align: right;">庁名 職官氏名 年月日提出</p> <p>(同左)</p>

（最終の計算書のときは、その旨を記入すること。）

（最終の計算書のときは、その旨を記入すること。）

第一号の三書式（第十五条関係）

歳入証明書

(何科目)

調定年月日	摘要	徴収決定済額	納期日	納付者(数)	備考
		円			
合計					

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

職 官 氏 名

(以下略)

第一号の三書式（第十五条関係）

歳入証明書

(何科目)

調定年月日	摘要	徴収決定済額	納期日	納付者(数)	備考
		円			
合計					

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

職 官 氏 名 印

(同左)

第二号の二書式（第十九条の二関係）

令和何年度  
何年何月分  
国税収納金整理資金徴収額計算書  
添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚  
庁 名  
職 官 氏 名  
年 月 日 提 出

(以下略)

第二号の二書式（第十九条の二関係）

令和何年度  
何年何月分  
国税収納金整理資金徴収額計算書  
添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚  
庁 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提 出

(同左)



第二号の三書式（第十九条の六関係）

令和何年度 〔最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。〕

何年何月分

国税収納金整理資金支払命令額計算書

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職官氏名

年 月 日 提出

(以下略)

第二号の四書式（第十九条の八関係）

令和何年度 〔最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。〕

何年何月から何年何月までの分

国税収納金等現金出納計算書

添付書類

何々

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職官氏名

年 月 日 提出

(以下略)

第二号の三書式（第十九条の六関係）

令和何年度 〔最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。〕

何年何月分

国税収納金整理資金支払命令額計算書

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職官氏名 印

年 月 日 提出

(同左)

第二号の四書式（第十九条の八関係）

令和何年度 〔最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。〕

何年何月から何年何月までの分

国税収納金等現金出納計算書

添付書類

何々

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職官氏名 印

年 月 日 提出

(同左)

第二号の五書式（第十九条の十三関係）

令和何年度  
物納額計算書

証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職 官 氏 名  
年 月 日 提 出

(以下略)

第三号書式（第二十条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何年何月分  
何々会計

（最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。）

支出計算書（官署分）

添付書類  
何々

証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職 官 氏 名  
年 月 日 提 出

(以下略)

第二号の五書式（第十九条の十三関係）

令和何年度  
物納額計算書

証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提 出

(同左)

第三号書式（第二十条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何年何月分  
何々会計

（最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。）

支出計算書（官署分）

添付書類  
何々

証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提 出

(同左)

第三号の四書式（第三十条の四関係）

補助金等の未精算状況報告書  
庁 名

職 官 氏 名  
年 月 日 提 出

(以下略)

第三号の五書式（第三十条の七関係）

令和何年度  
何年何月分  
支出計算書（センター分）  
添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚  
庁 名  
職 官 氏 名  
年 月 日 提 出

〔最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。〕

(以下略)

第三号の四書式（第三十条の四関係）

補助金等の未精算状況報告書  
庁 名

職 官 氏 名 印  
年 月 日 提 出

(同左)

第三号の五書式（第三十条の七関係）

令和何年度  
何年何月分  
支出計算書（センター分）  
添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚  
庁 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提 出

〔最終の計算書のときは、  
その旨を記入すること。〕

(同左)

第四号書式（第三十一条関係）

何省（何庁）主管（所管）  
令和何年度  
何々会計  
収入金現金出納計算書

添付書類

何々

証拠書類

書面何冊何枚

記録媒体何枚

庁名

職官氏名  
年月日提出

(以下略)

第四号書式（第三十一条関係）

何省（何庁）主管（所管）  
令和何年度  
何々会計  
収入金現金出納計算書

添付書類

何々

証拠書類

書面何冊何枚

記録媒体何枚

庁名

職官氏名  
年月日提出

(同左)

第五号書式（第三十五条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
前渡資金出納計算書

（最終の計算書のときは、その旨を記入すること。）

添付書類

何々

証拠書類

書面何冊何枚

記録媒体何枚

庁名

職官氏名  
年月日提出

(以下略)

第五号書式（第三十五条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
前渡資金出納計算書

（最終の計算書のときは、その旨を記入すること。）

添付書類

何々

証拠書類

書面何冊何枚

記録媒体何枚

庁名

職官氏名  
年月日提出

(同左)

第五号の二書式（第三十九条関係）

給 与 証 明 書

(支給日 月 日)

項 目		金 額	備 考	
給 与 額	職 員 基 本 給	円		
	内 訳	職 員 俸 給		
		扶 養 手 当		
		何々 (以下「目の細分」による。)		
	内 訳	職 員 諸 手 当		
		管 理 職 手 当		
		初 任 給 調 整 手 当		
		通 勤 手 当		
	内 訳	何々 (以下「目の細分」による。)		
		超 過 勤 務 手 当		
短 時 間 勤 務 職 員 給 与				
再任用短時間勤務職員給与				
内 訳	任期付短時間勤務職員給与			
	何々 (以下「目の細分」による。)			
	何々 (以下「目」による。)			
内 訳	何々 (以下「目の細分」による。)			
	計			
	共済組合			
	退 職 等 年 金 掛 金			
控 除 額	厚 生 年 金 保 険 料			
	所 得 税 々			
	何			
	計			
差 引 支 給 額				
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。 年 月 日 職 官 氏 名				

(以下略)

第五号の三書式（第三十九条関係）

児 童 手 当 支 払 証 明 書

( 年 月支給分)

支 給 額	備 考
円	

上記支給額は、何某ほか何名に支払ったことを証明する。

年 月 日 職 官 氏 名

第五号の二書式（第三十九条関係）

給 与 証 明 書

(支給日 月 日)

項 目		金 額	備 考	
給 与 額	職 員 基 本 給	円		
	内 訳	職 員 俸 給		
		扶 養 手 当		
		何々 (以下「目の細分」による。)		
	内 訳	職 員 諸 手 当		
		管 理 職 手 当		
		初 任 給 調 整 手 当		
		通 勤 手 当		
	内 訳	何々 (以下「目の細分」による。)		
		超 過 勤 務 手 当		
短 時 間 勤 務 職 員 給 与				
再任用短時間勤務職員給与				
内 訳	任期付短時間勤務職員給与			
	何々 (以下「目の細分」による。)			
	何々 (以下「目」による。)			
内 訳	何々 (以下「目の細分」による。)			
	計			
	共済組合			
	退 職 等 年 金 掛 金			
控 除 額	厚 生 年 金 保 険 料			
	所 得 税 々			
	何			
	計			
差 引 支 給 額				
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。 年 月 日 職 官 氏 名 印				

(同左)

第五号の三書式（第三十九条関係）

児 童 手 当 支 払 証 明 書

( 年 月支給分)

支 給 額	備 考
円	

上記支給額は、何某ほか何名に支払ったことを証明する。

年 月 日 職 官 氏 名 印

第六号書式（第四十八条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
歳入歳出外現金出納計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職官氏名  
年 月 日 提出

(以下略)

第六号の二書式（第五十八条の二関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
債務負担額計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職官氏名  
年 月 日 提出

(以下略)

第六号書式（第四十八条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
歳入歳出外現金出納計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職官氏名 印  
年 月 日 提出

(同左)

第六号の二書式（第五十八条の二関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
債務負担額計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
書面 何冊何枚  
記録媒体 何枚

庁 名  
職官氏名 印  
年 月 日 提出

(同左)

第七号書式（第五十九条關係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
物品管理計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
 書面 何冊何枚  
 記録媒体 何枚  
庁 名  
 職官氏名  
 年 月 日 提出

(以下略)

第八号書式（第六十四条關係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
国有財産増減及び現在額計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
 書面 何冊何枚  
 記録媒体 何枚  
庁 名  
 職官氏名  
 年 月 日 提出

(以下略)

第七号書式（第五十九条關係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
物品管理計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
 書面 何冊何枚  
 記録媒体 何枚  
庁 名  
 職官氏名 印  
 年 月 日 提出

(同左)

第八号書式（第六十四条關係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計  
国有財産増減及び現在額計算書

添付書類  
何々  
証拠書類  
 書面 何冊何枚  
 記録媒体 何枚  
庁 名  
 職官氏名 印  
 年 月 日 提出

(同左)

第九号書式（第六十四条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計

国有財産無償貸付状況計算書

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職 官 氏 名  
年 月 日 提 出

（以下略）

第九号書式（第六十四条関係）

何省（何庁）所管  
令和何年度  
何々会計

国有財産無償貸付状況計算書

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職 官 氏 名  
年 月 日 提 出 印

（同左）